

○財務省告示第二百十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年六月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年七月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十  
三回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項並びに特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条  
第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした  
後に行われる入札であって、財  
務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

イ

ロ

イ

ロ

国債市場  
特別参加場

者別第I  
者別第I

非者  
非者

争入札  
争入札

行及  
行及

債市  
債市

別参加  
別参加

・第II  
・第II

入札  
入札

価格  
価格

競争額  
競争額

六

イ

ロ

イ

ロ

国債市場  
特別参加場

者別第I  
者別第I

非者  
非者

争入札  
争入札

行及  
行及

債市  
債市

別参加  
別参加

・第II  
・第II

入札  
入札

価格  
価格

競争額  
競争額

発別にご  
行参よと  
「加るに  
と者発応  
い・行募  
う第(限  
。II以度  
非下額  
格国債を  
競争市定  
入場るも  
札特の

込募各当も各  
み限国ての申  
の度債るか込  
応額の市場。らみ  
募額の範特そのう  
額を囲別参ち  
割りに加者おご  
り当いてとの  
。各申応  
割り

て基同百に規関七つ定う額  
はづ法五つ定す億いにち面  
、き第十いにる八て基、金  
額発六八て基法千はづ財額  
面行十億はづ律百、き政で  
金し二二、き第五額発法六  
額た条千額発四万面行第千  
で利第三面行十円金し四四  
七付一百金し六、額た条百  
百国項七額た条特で利第六  
一債の十で利第別二付一十  
億に規万二千国項計八債の億  
九つ定円千国債のに百に規円

九 八

七

ハ

ロ

イ

ハ

ロ

振 額 最  
替 単 位

払 込 金

額の振替法の規定による最低額の金と

五万円

円三百九十七億八千八百二十八万

円五百二十一億五千三百五十六万

六千四百五十億七十万円

で三十九億円で、額面金額

で五百二十三億円で、額面金額

行争非者特国行争非者特国入札格競争  
札格競争 札格競争 I 参加場  
札格競争 札格競争 II 参加場  
札格競争 札格競争 I 参加場  
札格競争 札格競争 II 参加場  
札格競争 札格競争 I 参加場  
札格競争 札格競争 II 参加場

特別会計に関する法律第四十六  
条第一項の規定に基づき発行し  
た利付国債について、額面金額  
を三十九億円で、額面金額

十 十  
一 発

イ

入 価 発  
札 格 行 行  
発 競 価  
行 争 格 日

ロ

国 債 市 場  
特 別 加 場  
者 第 I 加 場  
非 入 札 競 競  
争 入 札 競 競  
行 及 び 札 競 競  
債 市 場 特 別  
別 参 加 者 非  
・ 第 II 者 非  
・ 第 II 者 非  
・ 第 II 者 非  
・ 第 II 者 非

十 十  
三 二

初 利 入 価  
期 札 格  
利 発 競  
子 率 行 争

十  
四

後 第  
の 二  
利 期  
子 以

十 十  
六 五

償 償  
還 還  
金 期  
額 限

す  
る  
。 平 成 二 十 六 年 六 月 二 十 日  
十 二 銭 十 五 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価  
額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 七  
格 十 五 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価  
十 二 銭 十 五 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価

年 一 ・ 七 パ ー セ ン ト  
平 成 二 十 六 年 十 二 月 二 十 日 支  
払 期 と し て 次 の 算 式 に よ り 支  
払 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支  
払 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き  
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う 以  
下 、 次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て  
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十  
日 を 支 払 日 と し 、 各 支 払 期 に お  
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す  
る 利 子 を 支 払 う 。  
平 成 二 十 六 年 六 月 二 十 日  
額 面 金 額 十 六 年 六 月 二 十 日

十 十 十  
九 八 七

払 者 入 払 元  
込 者 札 場 利  
期 参 所 金  
日 加 支

平 財 日  
成 務 本  
二 大 銀  
十 臣 行  
六 か  
年 ら  
六 通  
月 知  
二 を  
十 受  
日 け  
た  
者